

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、国民健康保険の保険給付に関する事務に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県美里町長

公表日

令和4年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の 証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民保険課
②所属長の役職名	住民保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉健康課	住民福祉課	事後	平成31年度機構改革による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民福祉健康課長	住民福祉課長	事後	平成31年度機構改革による
令和1年6月28日	IV.リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事前	様式変更に伴う修正
令和2年2月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、医療費や高額療養等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	内容精査により
令和2年2月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	内容精査により
令和2年2月18日	2. 特定個人情報ファイル名	国保給付ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	国保給付ファイル 宛名情報ファイル	事後	内容精査により
令和2年2月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項並びに内閣府・総務省令第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条	事後	内容精査により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第1、42、43項 並びに内閣府・総務省令第1条、第25条、第25条の2</p> <p>【照会ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第42項 並びに内閣府・総務省令第25条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条</p>	事後	内容精査により
令和2年5月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	内容精査により
令和2年5月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	内容精査により
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉課	住民保険課	事後	令和3年度機構改革による
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	住民福祉課長	住民保険課長	事後	令和3年度機構改革による
令和4年9月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:049-	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年9月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連	美里町役場 総務税務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:049-	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年12月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号</p>	事後	内容精査により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明